

令和3年度 補助金情報の概要

一般社団法人 エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議
エネルギー何でも相談所
テクニカルアドバイザー：片野 俊雄

令和3年度 公募予定の補助金一覧

種類	省庁	補助金名	令和2年度 予算	令和3年度 予算案	詳細ページ
省エネ	経産省	先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（旧：エネ合）	459.5億円内数	325.0億円	3
省エネ	環境省	レジリエンス強化型ZEB実証事業	54.0億円内数	60.0億円内数	4
省エネ	環境省	既存建築物における省CO2改修支援事業	54.0億円内数	60.0億円内数	5
省エネ	環境省	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入事業	73.0億円	73.0億円	6
省エネ	環境省	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（旧：ポテ診+ASSET）	48.0億円	40.0億円	7
省エネ	国交省	環境ストック活用推進事業（既存建築物省エネ化推進事業）	90.7億円内数	74.94億円内数	8
再エネ	環境省	廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業	12.81億円	13.91億円内数	9
再エネ	環境省	・ストレージバリエティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 ・再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入支援	40億円	50億円内数 (R2.3次80億円)	10
防災・ 減災	環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（旧：地域の防災減災1号）	116.0億円	50.0億円 (R2.3次55億円)	11
防災・ 減災	経産省	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	48.5億円	42.0億円	12

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算案額 325.0億円（459.5億円の内数）

エネ合の後継

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

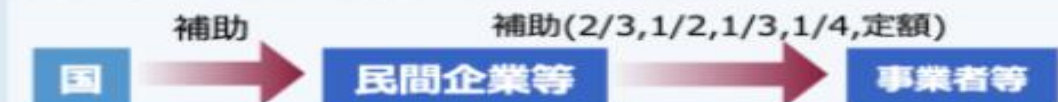
(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(A)先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B)オーダーメイド型事業

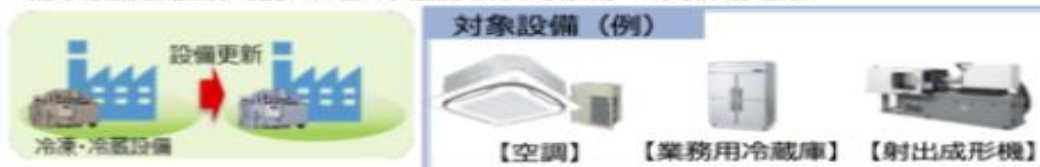
個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

（例）複数事業者が連携した取組



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



（２）ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）



ZEB

【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】



業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①先進的な業務用施設等(ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル))の実現と普及拡大を目指す。
- ②将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（２）ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。また、感染症対策の観点から省エネ型の第一種換気設備を導入する場合や、需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合は審査段階において加点する。

○補助対象建築物：延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）※2,000㎡未満のZEB Readyは補助対象外

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、3/5）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	新築	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 補助率 3/5 Nearly ZEB 補助率 1/2	『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外
2,000㎡ ～ 10,000㎡ ₂	ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外 2,000㎡～10,000㎡ 補助率 1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 補助率1/3
10,000㎡ ₂ 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready・ZEB Oriented 補助率1/3	

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、
（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）



【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

※①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。【補助率：1/2】

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件
(1)民間建築物等における省CO2改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
(2)テナントビルの省CO2改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
(3)空き家等における省CO2改修支援事業	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和3年度予算(案) 7,300百万円(7,300百万円)】



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン(HCFC)や代替フロン(HFC)が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCはモントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

自然冷媒への直接の転換が十分に進めば、将来的な脱フロン・低炭素化が一層進展・加速するとともに、民間資金の二重投資を回避することが可能。

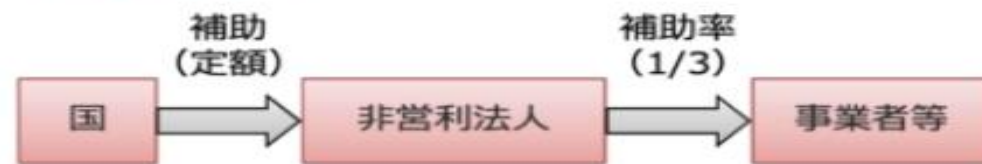
そのため、コロナ後の社会において、食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率1/3)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



＜中央方式冷凍冷蔵機器＞



＜冷凍冷蔵ショーケース＞

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：03-5521-8329

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組：削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

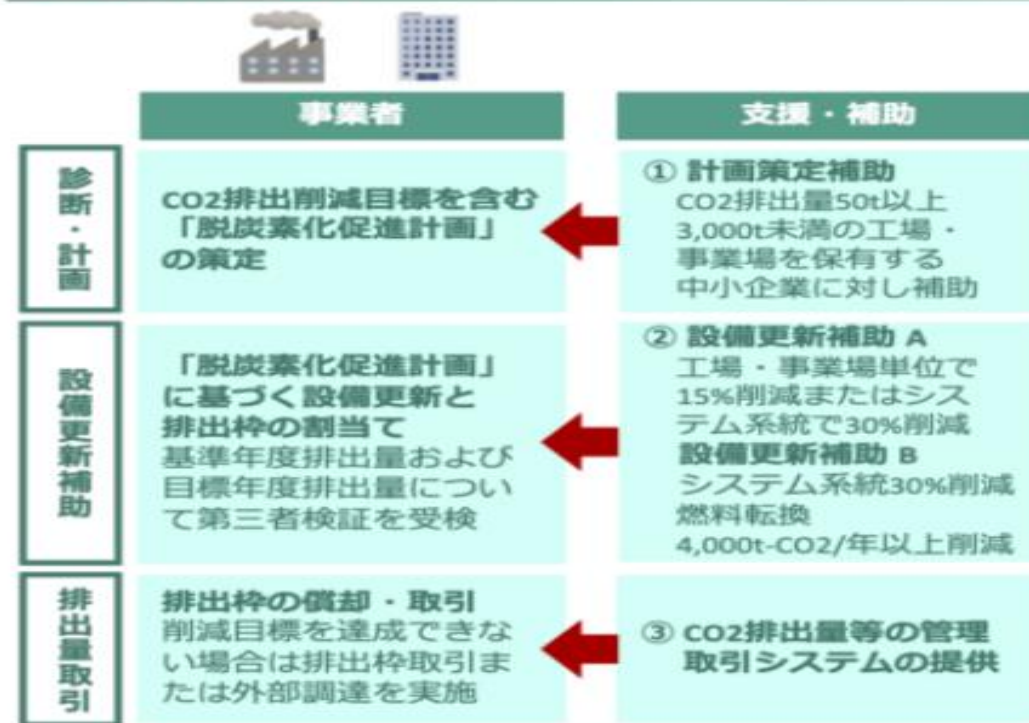
2. 事業内容

- ① 脱炭素化促進計画の策定支援 (補助率: 1/2、補助上限 100万円)
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② 設備更新に対する補助 (補助率: 1/3)
設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限1億円)
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減
設備補助 B. i)～iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限5億円)
i) ガス化または電化等の燃料転換
ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減
iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ CO2排出量の算定・取引、事例分析
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～②間接補助事業 (①補助率1/2、②補助率1/3)、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話：03-5521-8354 FAX：03-3580-1382

（１）住宅・建築物における「新たな日常」への対応と省エネ化・長寿命化の推進

- 【特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業 国費：41.96 億円（0.95 倍）
（令和２年度第３次補正予算 国費：2.05 億円）】
- 【防災・省エネまちづくり緊急促進事業 国費：77.94 億円（0.94 倍）】
- 【省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業 国費：5 億円（0.82 倍）】
- 【環境・ストック活用推進事業 国費：74.94 億円（0.83 倍）】
- 【地域型住宅グリーン化事業 国費：140 億円（1.04 倍）
（令和２年度第３次補正予算 国費：10 億円）】
- 【優良住宅整備促進等事業費補助 国費：257.62 億円（0.90 倍）】
- 【長期優良住宅化リフォーム推進事業 国費：45 億円（1.00 倍）】
- 【長期優良住宅認定取得促進モデル事業 国費：0.6 億円（皆増）】
- 【社会資本整備総合交付金等の内数（住宅市街地総合整備事業・
市街地再開発事業・優良建築物等整備事業）】

「新たな日常」への対応を含めた居住に関する多様なニーズを踏まえ、住宅団地等におけるコワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の整備に対する支援を強化する。

また、市街地再開発事業等において、防災性能、省エネルギー性能の向上や子育て世帯への配慮といった政策課題への対応のみならず、新たな働き方への対応についても優良な性能を有する先導的な住宅・建築物の整備への支援を強化する。

さらに、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略等の目標達成に向けて、改正建築物省エネ法の周知・徹底等による省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備や、持続可能な社会の形成に資するリーディングプロジェクト、中小工務店等の連携によるゼロ・エネルギー住宅（ZEH）をはじめとした省エネ性能の高い住宅の整備、住宅・建築物の省エネ改修等に対する支援を強化するとともに、省エネ性能等に優れた住宅の取得に対して、住宅金融支援機構のフラット35の金利を引き下げることで支援を行う。

加えて、住宅の長寿命化に向けて、長期優良住宅化リフォームや中小工務店等の連携による長期優良住宅の整備、長期優良住宅の認定取得促進に向けたモデル的な取組、長期優良住宅の整備を伴う市街地再開発事業等への支援を強化する。

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）



【令和3年度予算（案） 1,391百万円（1,281百万円）】



廃熱・未利用熱等を有効活用し、地域の脱炭素社会づくり・分散型エネルギー活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 廃熱・未利用熱・地中熱等を有効活用し、脱炭素化に向けた社会システムのモデルケースを創出する。
- ② 農林水産業等地域産業の活性化につながる、地域特性を活かしたエネルギー利用及び地域連携によるCO2削減対策を推進する。

2. 事業内容

本事業では、社会実装につながる先進的な地域の未利用資源（廃熱・未利用熱等）の活用システムや高効率エネルギー供給システム等を構築する設備（（1）～（5））に対し、必要な設備等の経費を支援します。また、既往の事例を取りまとめた上で、地域の廃熱・未利用熱等の利活用を広げていく方策を検討します。

■ 補助事業

- （1）熱利用設備の低炭素・脱炭素化促進事業
（補助率：分析支援は定額、設備導入で民間事業者等は1/3、中小企業等は1/2）
- （2）地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
（補助率：都道府県・政令市・民間事業者等は1/2、市町村・中小企業等は2/3）
- （3）地域熱供給促進支援事業（補助率：1/2）
- （4）低炭素型の融雪設備導入支援事業
（補助率：都道府県・政令市・民間事業者等は1/2、市町村・中小企業等は2/3）
- （5）営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業（補助率：1/2）

■ 委託事業

地域未利用熱資源等の利活用方策検討事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、2/3、定額）、委託事業
- 補助対象、委託先 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度（一部令和5年度まで）

4. 事業イメージ

廃熱地域利用



事業所のボイラー熱などの廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより更なるCO2排出削減を実現。

地中熱活用



地中熱や下水熱等を取り出し、融雪のほか、建物の冷暖房に活用することによりCO2排出削減を実現。また、ヒートアイランド現象の抑制にも貢献。

再エネ設備導入



農地等周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への電力供給

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

出展：環境省HP

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(4)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業



オンサイトPPA

太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムへの支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 脱炭素化の推進や防災に資する、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムのオンサイトPPAモデル等による設備導入等を支援することで、設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成と災害時のレジリエンス向上を目指す。

2. 事業内容

太陽光発電による電力の自家消費を促進するためには、蓄電池を効果的に活用することが重要であり、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す取組みを促進する必要がある。災害時等においても電力供給可能な太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステム等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元するとともに、当該還元について公表する事業者に対して支援を行う。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

①集合住宅・業務・産業用途（太陽光発電設備10kW以上の場合）

オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）

②戸建て住宅等用途（太陽光発電設備10kW未満の場合）

オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）

③ストレージパリティ達成のための課題分析及び解決手法の調査・検討を行う。（委託）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW、蓄電池 定額：2万円/kWh又は6万円/kW、工事費の一部）／委託事業
*EVを購入により導入する場合については、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

出展：環境省HP

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



防災・減災

【令和3年度予算（案） 5,000百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算（案） 5,500百万円】



感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
（注）共同申請する民間事業者も同様。

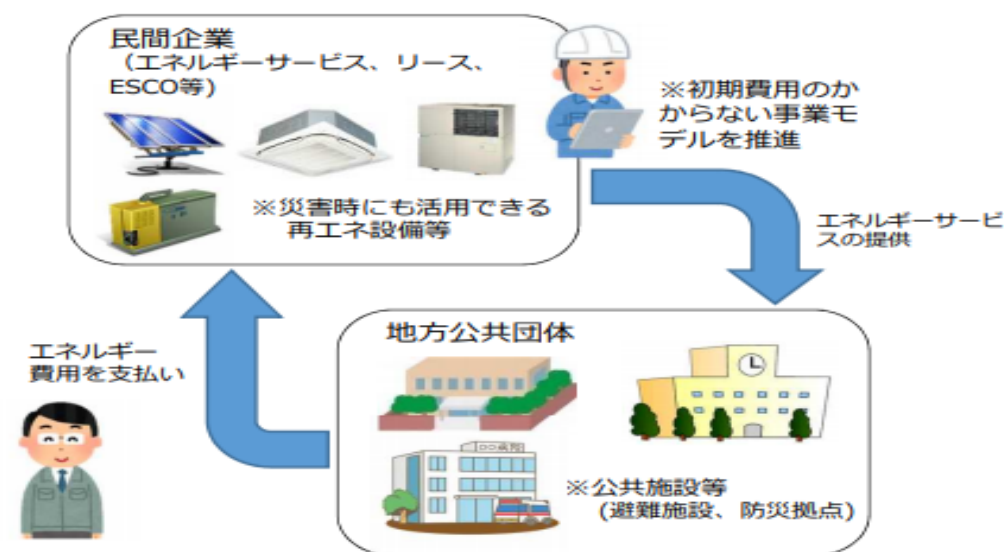
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来の車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課 03-3501-1320

令和2年度第3次補正予算案額 **27.7億円**

防災・減災

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進

